

電弧鎔接鋼構造物示力書(鎔接研究會案)

技 術 青 木 捕 男



本示方書は鐵道省官房研究所黒田武定氏によつて起草された原案を鎔接研究會構造物仕方書委員が昭和六年八月以降二十數回に亘る委員會に於て推敲したものである。就中第一章第四條並に第五章の修正については早稻田大學建築學教室鶴田明氏及東京帝國大學建築學教室仲威維氏を頼した點が頗る多い。元來起案の對照表が鎔接鐵道橋なりし關係上、この仕様書を種々の鋼構造物に適用するためには字句其他に多少の改訂を必要とする點があるかもしがれない。こゝにこれを發表して鋼構造物技術者諸君の御叱正を乞ひ一層完全なものに改めたいと考へる次第であり、一方幾分でも一般讀者諸賢の御参考となれば甚だ幸願である。

本稿中六號活字の部分は筆者が條項の説明の意で書き加へたものである。第五章は委員會の討議中のもので原案中冗長の部分に對して筆者が條項を改訂した點がある。第六章の製圖規定は黒田氏の原案を其體記載したもので委員會ではこれについてまだ討議を行つてを知らない。

第一條 本示方書は第三條に規定せる鋼材を用ひて電弧鎔接工法（金屬電極棒）に依り構築せらるべき構造物の設置並に製作に適用す。

第二條 本示方書に於て使用せらるゝ電弧鎔接に関する術語を次の如く定義す。

- | | | |
|-------------|---------------|---|
| 第一項 | 電極棒 | 電弧を發生せしむるため電気回路の端子として用ひられる鎔着鋼を供給すべき鋼線を謂ふ。 |
| 第二項 | 母材 | 鎔接の目的となるべき鋼材を謂ふ。 |
| 第三項 | 鎔着鋼 | 電極棒の母材に鎔着せるものを謂ふ。 |
| 第四項 | 薙込 | 電弧の中斷により鎔着鋼に生じたる凹所を謂ふ。 |
| 第五項 | 鎔接前母材面 | 鎔接前の母材面より測れる融合部の深さを謂ふ。 |
| 第六項 | 層 | 鎔着鋼の層を謂ふ。 |
| 第七項 | 氣泡 | 鎔融鋼凝固の際放出される瓦斯によりて生ずる鎔接部の空所を謂ふ。 |
| 第八項 | 鎔接溝 | 鎔接部に殘留する非金屬物質を謂ふ。 |
| 第九項 | 鎔接線 | 鎔接の延長方向を表す線を謂ふ。 |
| 第十項 | 連續鎔接 | 鎔接線に於て鎔接部の連續せるものを謂ふ。 |
| 第十一項 | 斷續鎔接 | 鎔接線に於て鎔接部の断續せるものを謂ふ。 |
| 第十二項 | 假着け鎔接 | 組立ての目的にのみ使用する断續鎔接を謂ふ。 |
| 第十三項 | 耐力鎔接 | 應力を傳ふる事を目的とする鎔接を謂ふ。 |

第十四項 下向錠接 シグム^ス 上方より下向きとなりてなす錠接を謂ふ。

第十五項 上向錠接 サハム^ス 下方より上向きとなりてなす錠接を謂ふ。

第十六項 縱錠接 タガ^ス 側方より上下方向になす錠接を謂ふ。

第十七項 橫錠接 キコ^ス 側方より左右方向になす錠接を謂ふ。

第十八項 錠接の長さ 基接の長さ 錠接部の長さを謂ふ。

第十九項 喰厚 基厚 錠接部断面に於て底を通ずる直線に沿ひて測りたる錠接の最小厚を謂ふ。但し補強筋を含まざるものとす。

第二十項 喰斷面 喰厚に錠接の長さを乗じたる断面積を謂ふ。

第二十一項 脚 開肉錠接に於て一方の錠着面の幅を謂ふ。

第二十二項 錠接の大さ 錠接部断面の計畫寸法を謂ふ。開肉錠接の大さは脚の長さ、衝合錠接の大さは喰厚にて示すものとす。

第二十三項 心距 斷續錠接の心^ス距離を謂ふ。

第二十四項 衝合錠接 シキハム^ス 母材の縁端を直截したるまゝにて行ふ衝合錠接を謂ふ。

(イ) 直接ぎ 母材の縁端を直截したるまゝにて行ふ衝合錠接を謂ふ。

(ロ) V接ぎ 母材の縁端を斜截し夫等を端^ス相接したるとき、材片間隙がV形をなす衝合錠接を謂ふ。

(ハ) 喰斜接ぎ 母材の一方のみ、其縁端を斜截し、材片間隙がレ形をなす衝合錠接を謂ふ。

(ニ) X 接ぎ

母材の縁端を斜めに、材片間隙が X 形をなす衝合鎔接を謂ふ。

(ホ) 橫斜接ぎ

母材の一方のみ其縁端を斜めに、材片間隙が K 形をなす衝合鎔接を謂ふ。

第廿五項 開肉鎔接

喉厚の方向が母材の面と 45° 若しくは略 45° の角をなす鎔接を謂ふ。

(イ) 側面開肉

鎔接線の方向が傳達すべき應力の方向に平行なる開肉鎔接をいふ。

(ロ) 前面開肉

鎔接線の方向が傳達すべき應力の方向に直角なる開肉鎔接を謂ふ。

(ハ) 斜方開肉

鎔接線の方向が傳達すべき應力の方向に角度を有する開肉鎔接を謂ふ。

第廿六項 孔鎔接

母材を重ね合せ其一方に孔を穿ち、其中に鎔融鋼を鎔着せしめたるものを謂ふ。

鎔接用語に關しては鎔接研究會は別に委員會を設けてこれが統一に努力してゐる。其第一回決定用語は本誌第十四卷第六號に發表した如くで其後の決定用語についても近く紹介し得ることと信ずる。前掲の術語は示方書中にて極めて重要と認めたもののみを擧げたので其他の用語については用語委員會の發表を參照されたい。尙ほ様書中の定義と用語委員の制定した定義と字句を異にし幾分簡単なものもあるが、これは示方書にてそれほど細い説明を必要としないと認めたからである。

第三條 構築用鋼材は特に規定せる場合を除き總て日本標準規格第II號構造(橋梁、建築其の他)用壓延鋼材規格に

據る。

第四條 電極牌は特に規定せる場合を除き總て軟鋼線とし、次の規格に合格するものたるべし。

第一項 構電極或は被覆電極鉄心の化學成分は下記の如くなるべし。

炭素 0.10~0.18 硫黄 0.04 以下

満値 0.4~0.6 錐素 0.05 以下

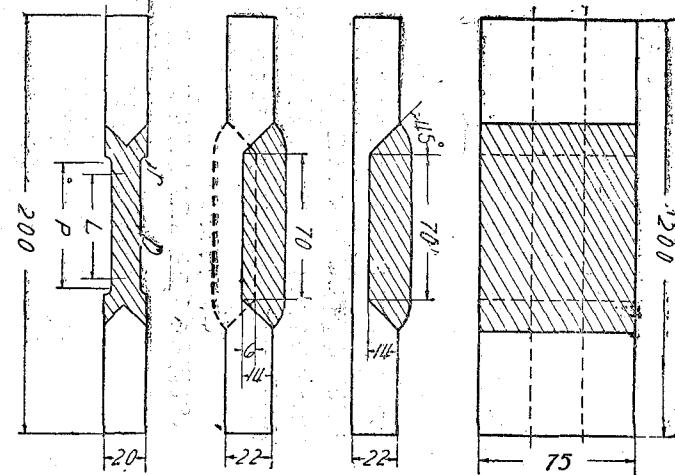
燐 0.04 以下

第二項 被覆材は電極棒鋼心と正確に同心に塗布せら
れ、貯藏、運搬等の取扱いにより變質或は剥脱せず、且
つ有毒瓦斯の發生又は銛接部分に悪しき影響を與へざる
ものたるべし。

第三項 電極棒は下向、上向、横、豎銛接用孰れも、
夫々當該銛接姿勢に於て容易に良質の銛接を得らるゝも
のたるべし。

第四項 電極棒によりて銛着せられたる銛着鐵は下記

(イ)に規定せる試験片による抗張試験に於て、其破壊強
度毎平方呎 39 壓以上、伸長度は標點距離 50 呎に於て
16 %以上たるを要し、又(ロ)に規定せる銛接接手の常温
屈曲試験に於て標點間の伸長度 20 %以上たる事を要す



但し試験片の鎌接は電極棒製造所側の鎌接工によりて行ふものとす。

(イ) 扱張試験片 (第一圖参照) 日本標準規格第20號に規定せられたる延延鋼板より長約200粂、幅約75粂、

厚22粂の矩形板を造り、其一面を第一圖に従ひて14粂の深さに削成機により

削り去り、次に検定せんと欲する電極棒

を用ひて其部分を數層の下向鎌接に依り
長手方向の「Tビード」にて、一層毎に鎌
打にて表面を清掃しつゝ充填す。

次で其裏面を前記の如く14粂の深さ

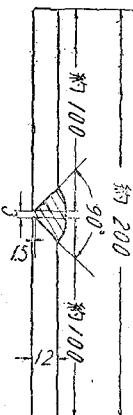
にて削り、該電極棒により前同様に充填す。
然る後此供試材を長手の方向に同大の3

本の棒に切斷し、各を第一圖指示の如く

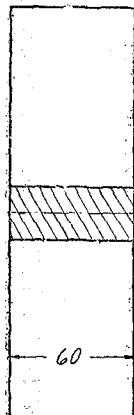
兩端部直徑20粂、中央部直徑14粂、
平行部長さ約60粂の丸棒に削成す。

(ロ) 扱曲試験片 (第二圖参照) 日本標準規格第20號により規定せられたる延延

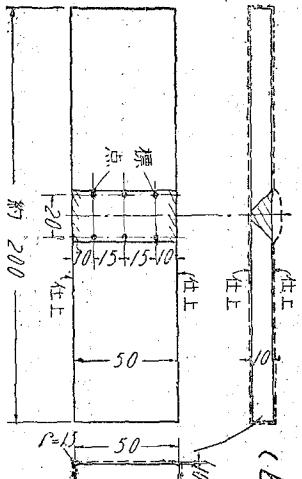
規格第20號により規定せられたる延延



(Q)



(B)



(C)

銅板より長さ約100粂、幅約60粂、厚さ約12粂の矩形板2枚を造り、兩片の短邊を第二圖(a)指示の如く下向三層のV接ぎにて鎔接す。但しV形の角度は90°、材片間隙は3粂、使用電極棒の直徑は4粂とす。斯くして得たる試験片を第2圖(b)の如く200×50×10粂に削成し、其鋸度部に圖示の標點を刻記す。次で其兩端部を適當なる方法により第2圖(c)の如く屈曲す。

屈曲試験は此試験片の兩端より徐々に壓力を加へ鎔接部の外側表面に龜裂の發生と同時に加壓を止む。
伸長の計測は外側表面に沿ひ豫め刻記せられたる標點間に就て行ふ。但龜裂の幅は除くものとす。

(ハ) 上記の試験と共に該試験に使用したる試験片母材と同一の銅板につき日本標準規格による抗張試験を行ふべし
第五項 第四項に規定せる鎔着鋼試験は電極棒○粂或は其端數毎に一回行ふものとす。

第六項 監督員は必要と認めたる場合には前項以外の各種試験を命じ或は差し支へなしと認めたる場合は前記試験を省略する事あるべし。

第七項 電極棒として用ひらるゝ敷鋼線の直徑は特に規定せる場合を除き、6粂、5粂、4粂、3.5粂、2.6粂、2粂の6種とし、其公差は3%以下とす。

但し當分の間直徑は6.35粂、4.76粂、3.97粂、3.17粂、2.38粂、1.59粂のものを代用することを得。!

本條は電極棒を示したものである。先づこれが化學成分について一言するに元來裸電極棒を使用する場合には其作業の巧拙によつて鎔着鋼の化學成分に幾分の變化あるべきも或程度の練熟工であればそれはどの相違を生ずることはないと

からこれが成分を指定することは困難でない。第一項に掲げたものは本邦の實例並米國鐵道協會鋼構造物營業規則その他を參照して定めたもので充分一般性を有するものと考へる。被覆電極棒の場合は鎔着鋼の炭素含有量其他は被覆材の成分为左右せらるゝことが甚大であるから、兩者を同時に示様しなければ意味をなきないが、其變化の範囲が甚だ廣いのでこれを規定することは困難である。従つて第一項には被覆劑の成分は指定せず鋼心の成分のみを限定した。併し市場の製品には炭素及満度含有量がもっと低いものも相當ある様である。他の含有成分は殆んど不要又は有害の成分であるから、被覆電極棒でも裸電極棒でも同じことである。

下に示すものは被覆電極棒の分析の一例を示したものである。

化學成分	C	Si	Mn	P	S
銅 心	0.04	0.02	0.15	0.04	0.019
被 覆 材	22	10	25	8	17
化學成分	石灰石	炭酸バリューム	二酸化マンガン	酸化チタン	燒硼砂
					重炭酸曹達
					木炭
					10

第四項に定めた鎔着鋼の強度其他は幾分嚴格すぎはせぬかとの説もあつたが、試験材の製作を電極棒供給者側にてやる規定とした關係から其電極棒に對しては最良の條件の下で鎔着鋼が出来ると云ふ意味から強度伸長度等を幾分高めに採つた。下表は前掲と類似の試験方法にて行はれた鎔着鋼の強度試験成績の數例である。(鶴田氏に依る)

電極棒種類	銹接機	彈性限界(延/厘 ²)	抗張強度(延/厘 ²)	伸長度(%)	試験者
極工亂製被覆棒 K	交 流	—	49.1	20.6	
		—	.50.3	19.0	爭石元照
		—	48.1	17.6	
某造船所 4 粒被覆棒	交 流	36.05	41.52	12.2	
		35.58	43.65	13.5	海 軍
		32.25	37.83	16.1	

某造船所	被覆棒	直 流	29.2	41.2	19.4	海 軍
			29.2	41.1	19.2	
G. E.	裸 棒	直 流	—	—	45.0	田中 豊
			—	—	45.6	
G. E.	裸 棒	直 流	—	—	42.2	黒田武定
			—	—	12.4	

抗張試験片の製作には相當の時間と費用とを要するので、もっと簡単な方法をとの希望が多かつたがこれに代るべき良法の信頼し得るものが見出せず當分これによることとなつた。従つて第五項に定めた電極棒検收に當つて棒の何種毎に供試片を製作させるかが問題となり、これの決定を見るに至らなかつた。

第四項(ハ)は銅接鋼の性質が母材の性質によつて著しく影響されるから母材に特別なものを用ひられては困ると云ふ意味で母材試験を附加へた次第である。

第五條 鋼接機として直流又は交流鋸接機の何れとも使用することを得。但し場合により之が指定をなすことあるべし。

第六條 鋸接機及其他の用具は豫め監督員の検査をうくべし。

第二章 設 計

第一條 設計荷重は總て當該構造物を鉄工法によりて設計する場合の規定を適用す。

第二條 部材に對する許容應力は總て當該構造物を鉄工法によりて設計する場合の規定を適用す。

第三條 鉄接部に對する許容應力は次の如し。

(イ) 工場銑接 (上向銑接を除く)

壓 應 力	每平方呎	1000	匁
張 應 力	每平方呎	900	匁
彎曲 應力			

(ロ) 現場銑接及上向銑接

壓 應 力	每平方呎	1000	匁
抗張縫維に對し	每平方呎	900	匁
剪 應 力	每平方呎	700	匁
彎曲 應力			
抗壓縫維に對し	每平方呎	800	匁
抗張縫維に對し	每平方呎	750	匁
剪 應 力	每平方呎	600	匁

但し抗張物の中間部に對しては上記の許容應力を部材の細長比を考慮して遞減すべきものとす。

上向密接に對して現場強度を指定しなかつたの現場に於ける上向密接は出來る限り行はないことを原則とするからである。前掲の許容強度を米鋼の建築規例に比較するに前者とはほぼ一致してゐるが、後者よりは約 10 % 大きくなつてゐる。又規定の形式も後者では母材強度の何%を採ると云ふ規定で數値を定めてをらぬ。許容強度の値はこれと直接の關係をもつ荷重の取り方と對照して比較しなければならぬ問題で輕々に其大小は論じ難く、前掲の強度も専充分なる研究を要するものと信ずる。下掲は本邦で行はれ密接接頭強度試験成績の數例を示す。(鶴田氏に依る)

密接接頭抗張強度試験成績

接頭の種類	電柱棒	電流	鍛厚(耗)	抗張強度 (kg/cm ²)	實驗者又は監所
V 接頭 (下向)	被覆	交流	9	46.9	某ドック會社 田中豊、黒田武定
	"	"	10	46.0	
V 接頭 (堅)	被覆	直流	"	41.0	某ドック會社 某造船所
	"	交流	6	39.1	
V 接頭 (上向)	被覆	"	9	45.9	某ドック會社 某造船所
	"	"	9	45.7	
	被覆	"	9	45.4	
	"	"	9	42.0	
	被覆	交流	6	42.7	
	"	"	6	40.4	
	被覆	"	6	38.9	某造船所
	"	"	6	39.7	
	被覆	"	6	43.9	
	"	"	6	45.3	
	被覆	"	6	46.6	

銛接接手抗剪程度試験成績

接手の種類	隅肉の大きさ(粂)	平均抗剪強度 (Kg/粂)	實驗所
側面隅肉	7×7	40.7	鐵道省
	9×9	36.1	早稻田大學
	9×9	32.8	商工獎勵館
	10×10	28.4	

第三條の但書は抗壓材に於ける縦手が抗壓材の許容應力へ斷面積へ縦手の接觸を認めるや否や等の問題から別に考慮せらるべきものであることを注意した意味である。

第四條

一部材の設計は特に規定せる場合を除き總て當該構造物を鉄工法により設計する場合の規定を適用す。

第五條 應力を傳達すべき銛接の形式は特に規定せる場合を除き次の3種とす。

(イ) 衝合銛接 (ロ) 隅肉銛接 (ハ) 孔銛接

第六條 各種銛接形式に作用せしめ得べき應力を次の如く定む。

- (イ) 衝合銛接 壓應力、縱剪力、又は其組合せ、特に許可ある場合張應力、
- (ロ) 隅肉銛接 縱剪應力、張應力、壓應力又は其組み合せ。
- (ハ) 孔銛接 縱剪應力、橫剪應力、又は其組合せ。

第七條 銛接部に於ける単位應力の算定は次の規定に依る。

(イ) 張力又は壓力を受くる衝合鍛接、側面隅肉鍛接及前面隅肉鍛接 單位應力は直應力にして全剪力を候斷面にて除したる商とす。

(ロ) 縦剪力をうくる衝合鍛接、側面隅肉鍛接、及縦剪力又は横剪力を受くる孔鍛接 單位應力は剪應力にして全剪力を候斷面にて除したる商とす。

(ハ) 張力又は壓力と剪力を同時にうくる衝合鍛接及隅肉鍛接 單位應力は合成力を候斷面にて除したる單位直應力、又は剪力を候斷面にて除したる單位剪應力の中第三條により大なる鍛接寸法を要するものとす。

第八條

鋸接部の斷面係数及抗振係数は其候斷面につき算定せらるべきものとす。

第九條

材片の鋸接寸法は夫れに傳達せらるべき應力により算定すべし。

第七條(イ) 及(ロ)により前面隅肉は張應力、側面隅肉は剪應力にて計算せらるべきこととなるが、兩者混用の接手に於てこれを區別し一方は張力、一方は剪力として取扱ふことは可成駭雜である。米國鐵道協會及獨乙銹接鋼鐵造物示方書が兩者共に剪力によると定めてゐることは安全第一の意味のほかに設計上の便を考へたものと思ふ。併し實驗の結果は兩者の間に明かな強度の相違が認められる。

第八條の斷面係数は Section modulus、抗振係数は Torsional modulus の意味である。兩係数の算出に候斷面をとることはこの面がこれ等の係数を考へるべき理論面と 45° に近いある角度をなすので不合理であるが、こゝでは只理論面の寸法を候斷面に相當したものに採ると云ふ簡便法と考へてもらいたい。これが今日での米獨一般のプラクティスである。

第九條は甚だ駭足の感があるが鋸接の設計ではとかく餘分の錆蓋をべたべた錆着したがる傾向があるからである。

第十條 柄及之に類似の構造物の腹鉄厚は高さの $\frac{1}{160}$ より大なるを可とす。

第十一條 鋼桁又は之に類似の構造物に於て、突縫と腹板とを連結する抗剪断鍛鋼肉鉄接の寸法は次式によりて算定すべし。(第三圖参照)

$$P = \frac{J}{VQ} T l \tau$$

式中

J : 柄の中立軸に關する慣性能率

V : 最大剪力

Q : 柄の突縫断面の柄中立軸に關する断面一次率

T : 壁厚の総和(第三圖に於ては $2a$)

l : 一鍛接片の長さ

τ : 鍛接の許容単位剪應力

p : 鍛接鍛接片の心距

第三圖 鋼桁の断面肉鉄接

第十二條 鋼桁腹板の補剛材には鋸を使用することを得。又其幅は突縫鋸突出長の $\frac{4}{5}$ より大となすを可とす。

第十三條 斷續鍛接及孔鍛接に於ける隣接鍛接片の最大間隔は、應力を傳達すべき鍛接に對しては結合材片中最小厚の 12 倍、抗壓材の材片を單に集成する鍛接に對しては結合材片中最小厚の 15 倍、抗張材の材片を單に集成する鍛接に對しては結合材片中最小厚の 20 倍とす。

第十四條 鋼桁突縫の蓋板に於ける鍛接線距離は鍛厚の 25 倍以下とす。

第十五條 柄及集成部材に於ける突緣及び類似の鍛の厚さは其突出長の $\frac{1}{15}$ より大なるを要す。

第十六條 凹形抗壓材の蓋鍛厚は腹鍛との鍛接線距離の $\frac{1}{40}$ 以上たるべし。

第十七條 集成抗壓材に於て 2 枚以上の鍛を重ねて使用する場合、之等の連結鍛接線距離は鍛厚の 25 倍以下たるべし。

第十八條 集成抗壓材の端に於ては其最大幅の 1.5 倍の間を連續鍛接となすべし。

第十九條 集成抗壓材に於ける鍛の主要應力方向に測りたる長さは端鍛接に於ては其幅、又中間鍛接に於ては幅の $\frac{1}{2}$ より大なるを要し、其厚は幅の $\frac{1}{50}$ より大なるを要す。

第二十條 綾鍛の厚さは單綾綴に於ては長さの $\frac{1}{40}$ 、複綾綴に於ては長さの $\frac{1}{60}$ より大なるを要す。

第二十一條 集成抗張材は集成抗壓材に準じて設計すべし。

第二十二條 鍛接脚肉の脚は被結合材片中の最小厚に等しくする可とす。但し如何なる場合も最も最小厚の 1.5 倍を超過することを得ず。

第二十三條 應力を傳達すべき一隅肉鍛接片の長さは鍛を除きて脚の 4 倍以上となすべし。

但鍛の長さは脚に等しきものと假定す。

第十條乃至第廿三條は鍛接脚部構造に對する仕様であつてこゝに掲げた諸寸法は未だ各國とも充分なる實驗資料を有せず。鍛結構に対するものはど明瞭に仕様を定めてをるものはない。從つてこゝに掲げた寸法も今後各方面に於ける研究の結果に基いて改訂せらるべき性質のものである。本示方書には規定しなかつた事項で注意を要することは側面肉鍛接の長さで、これは實驗の結果に従するに長さを無闇に増しても効果が著しくないことがわかつてをり、獨乙鍛接構

造物規定では其最大連續長を板厚の 40 倍と限定してゐる。又孔縫接の最小幅(直徑)は板厚の 1~1.5 倍と定めてゐるものが多い。

第二十四條 主要部材の接合はなるべく其全強を傳達する様設計すべし。

第二十五條 桁端負荷割率に抵抗し得る様斜接をなす場合は連續桁理論にて之を設計すべし。

この第二十五條は極めて重要な規定でこれによつて連續桁理論の應用が可能となり鋼材の節約の點に於て斜接の効果を發揮しうることとなる。

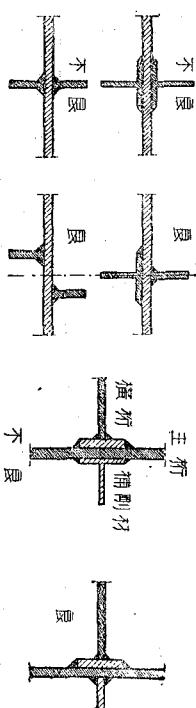
第二十六條 部材の結合はなるべく偏心を避くべし。

第二十七條 集成断面の鉄接はなるべく對稱的ならしもべし。

第二十八條 一箇所に多くの鉄接を集中せざる

様部材を配置すべし。

第二十八條は一箇所に多數の鉄接が集中することによる母材の弱質に及ぼす悪影響を恐れたものでこれが説明として Kommerell 氏の掲げた實例を示せば右圖の如くである。



第二十九條

上向鉄接は成る可く之を避くる様に工夫すべし。

第三十條

水分浸入の恐れる場合は成る可く遮斷鉄接となすべし。

第三十一條

總ての鉄接は成る可く検査に便なる様設計すべし。

第三章 施工

第一條 鉄接の寸法は成る可く正確に設計圖に示されたるものに合致することを要す。

第二條 鉄接に關し本示方書に明示せらる事項に就きては監督員の指揮をうくべし。1

第三條 衝合鉄接の形式は特に指定せざる限り次に定むる所に依る。

母材の厚 3 粋未満 直接き。

" 3 粋以上 12 粋未満 V 接き又は單斜接き

12 粋以上 X 接き又は複斜接き

"

但し兩結合材片鉄接面の交角は V 接き又は X 接きに於ては 60° 乃至 90° とし、單斜接き又は複斜接きに於ては 45° 乃至 60° とす。

又兩結合材片の間隙は使用電極棒の直徑に應し 2 粋乃至 5 粋とす。

但書の第 2 項は要するに鉄接部の底まで融合を完全ならしむるために電極棒の太さに應じて充分なる間隙をあけない

の意である。

第四條 鋼接隅肉の兩脚は特に指定せる場合を除き相等しきものとす。

第五條 特に指定せる場合を除き應力を傳達すべき鋸替金屬部の表面は多少凸圓形をなすものとす。

第六條 凸圓形とは鋸替部に施した補強盛によるもので其程度は V 接ぎ、單斜接ぎで最小厚の 20 %, X 接ぎ、複斜接ぎで兩面各最小厚の 12.5 % 以上である。

第七條 母材の鋸接面は鋸接に先ち鏽、塗料、鉛錆及塵埃等を入念に清掃すべし、但亞麻仁油の薄層は之を除去するを要せず。

第八條 電弧の長さは充分なる鋸込を得らるゝ範圍に於てなるべく短きを要す。

第九條 多層鋸接の場合各層の鋸接は其下層の錆着金屬表面より鉛錆、酸化物等を清掃たる後に行ふべし。

第十條 鋸接内部には鉛錆、酸化物等を殘留し、又は氣孔を生ぜざる様注意すべし。

第十一條 鋸接順序は成る可く被結合材の熱變形を最小ならしむる様定むべし。

第十二条 被結合材が熱變形を起したる場合は適當なる方法により之を矯正すべし、但し必要と認めたる場合は該鎔接部を除去し、再鎔接を命ずることあるべし。

第十三条 被結合材は鎔接操作中互に移動せざる様、適當なる方法により充分張り締めをなすべし。

第十四条 假り着け鎔接は被結合材片になるべく初應力が發生せざる狀態にて行ふべし。

第十五条 假り締めボルトの孔はなるべく部材の應力小なる部分に設け、鎔接結合後必要に應じ之を銷換すべし。

第十六条 鎔接工事設備はすべて工事從業員に危険なきことを要す。

第十七条 鎔接作業中はなるべく風雨雪等に對する適當なる防護設備、並に遮光設備をなすべし。

第十八条 鎔接部は塗工、混凝土工に先だち鎔溝、酸化物等を清掃すべし。

第四章 檢査

第一條 成品は検査前塗料を施すべからず。但し亞麻仁油は其限りにあらず。

第二條 多層鎔接は各層毎に検査をうくべし。下層の検査を受けざりし場合監督員は上層の削り取りを命ずることあるべし。

第三條 總て不格なる鎔接は之を除去し、再鎔接をなすべし。

第四條 監督員は隨時鎔接工手の技術試験を行ふことを得。

第五章 鋼接工

第一條 直接鋸接に從事する鋸接工は次に規定したる鋸接工試験に合格せるものなるを要す。

第二條 鋸接工試験を分ちて操作試験と強度試験の2種とす。

第三條 鋸接工試験に供する試験體は二重添

鋸前面隅肉鋸接接手にして、基鋸及添鋸は何れも日本標準規格20號により規定せられたる構

造用壓延鋼材にして、夫々同一鋼鋸より截取せ

るものを使用す。基鋸には厚19粄、長壓延方

向に200粄、幅250粄の矩形鋸2枚、添鋸には

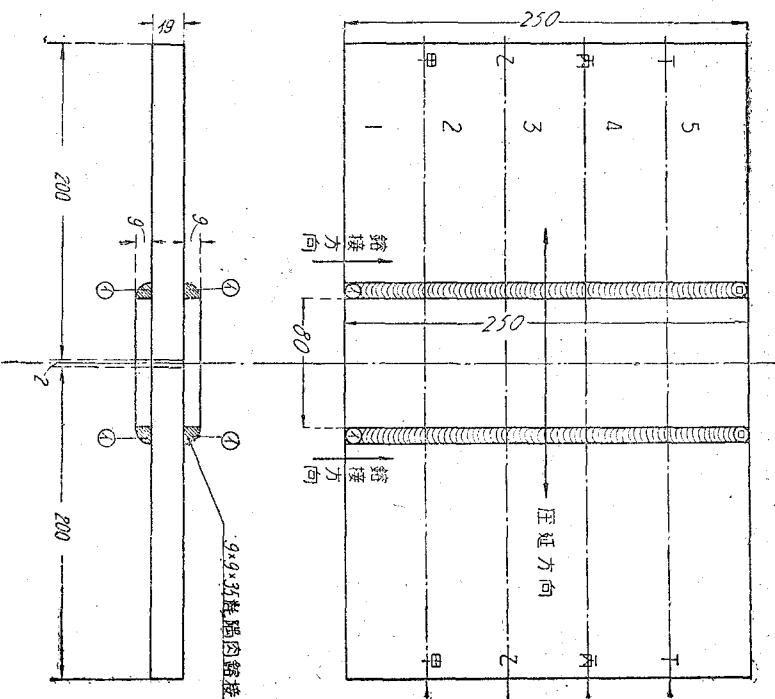
厚9粄、長壓延方に81粄、幅250粄の矩形

鋸2枚を用意し、第四圖指示の位置に正確に組

合せ水平に据えつける後、及日の箇所を假付

したる後、イよりロの方向に9×9粄の隅肉鋸

第四圖 鋸接工試験用試験體（其一）



接を下向平付けの位置にて施すべし。

但し補強筋約 1.5 精を附加すべし。

第四條 操作試験は當該工事に使用する電極棒及鎔接機と同一種類の電極棒及鎔接機を使用し、第三條に規定せる鎔接工試験用試験體の製作について之を行ふ。鎔接工にして操作試験に合格するためには、検査員の監督の下に少くとも次の各項に適合することを要す。

第一項 支給せられたる電極棒の有効體積 1000 立方厘以内にて鎔接を完了すること。

第二項 鎔接時間は通計 60 分以内なること。

第三項 鎔接は直流機にありては平均電流 170 アムペア、平均電壓 22 ボルト内外、交流機にありては平均電流 160 アムペア、平均電壓 25 ボルト内外にして、高低の少きこと。

但し平均電流及電壓の大きさは電極棒及鎔接機の特性に従ひ検査員の同意ある場合、之を變更することを得。

第四項 電弧は先づ第四圖イの箇所より發生せしめ口に向つて鎔接を進め、口の箇所に於て之を消滅すること。

但しイとロとの間に於て電弧を中斷する必要あるときはイより 50 精又は 50 精の倍數の長さの箇所に於て之を行ふべし。

第五項 鎔接を終りたる後の鎔接部の形狀は規則的なること。

第五條 強度試験は、第四條の操作試験に合格して製作されたる第三條規定の鎔接工試験用試験體につきて行ふ。先づ試験體を第四圖指示の標線に従ひ幅約 50 精の 5 個の試験片に被断す。然る後各試験片を第五圖に従ひ其兩側約 7.5

耗を削除して幅 35 粋に仕上げ、且つ鉢接部は其補強盛を削除して 9×9 粋の二等邊直角三角形隅肉鉢接に削成したる後、W-W の方向に抗張試験を行ふ。

鉢接工にして強度試験に合格するためには上記の試験片 5 個につき次の各項に適合することを要す。

第一項 各試験片の破壊荷重は何れも 15

匁以上たること。

第二項 5 個の試験片の平均破壊強度は喉断面につき 35 斤/粋² 以上たること。

但し破壊強度は次式によりて算出するものとす。

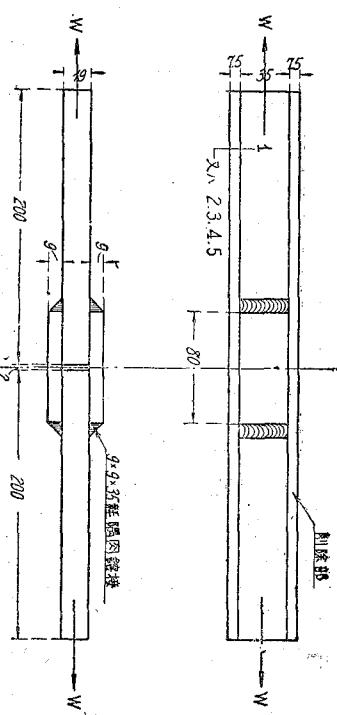
$$\text{破壊強度} = P / (a \times b \times \sqrt{2}) \text{ 斤/粋}^2$$

式中 P : 最大全荷重 (斤)

a : 鉢接隅肉の實測平均脚長にして 8.5 粋以上たることを要す。

b : 隅肉の長にして 34.5 乃至 35.5 粋たることを要す。

第三項 5 個の試験片の平均破壊強度と最低破壊強度との差は平均破壊強度の 10 %以下たること。



第五圖 鉢接工試験用試験片

第六條
接合試験體製作に使用せる銅鋸につきては3個以上の試験片を作り、日本標準規格による抗張試験を行ふ。

۱۰

但本試験は検査員の同意により省略することを得。

第七條 鋼接工試験合格の資格有効期間を12ヶ月以内

۷۰

第八條 繕接工試験に合格せざる場合は、受験者の希望

第六圖 鎔接裝圖記號

(其一) 灰合せ銅接

突合式鍛接		類	種	號	序
		平面及凹凸面	圓	鑄	回
直接*					
V接*					
X接*					
火接*					
螺栓接*					
機械接*					

(其二) 連續兩肉錢接

鰯肉 筋接		連鰯肉 筋接	
片側全鰯肉筋接		兩側全鰯肉筋接	
兩側全鰯肉筋接		兩側鰯肉筋接	
片側全鰯肉筋接		兩側鰯肉筋接	
兩側全鰯肉筋接		兩側全鰯肉筋接	

(其三) 不連續隅内鉄接

種類		不連續隅内鉄接	
種類	類別	断面	記號
片側全周内鉄接	平面又ハ側面		
両側全周内鉄接	平面又ハ側面		
両側全周内鉄接	断面		
片側全周内鉄接	断面		
両側全周内鉄接	断面		
片側全周内鉄接	断面		
両側全周内鉄接	断面		

此により隨時試験を行ふことあるべし。

第九條 鉄接工試験は電極棒又は鉄接機の特性の異なる

毎に之を行ふ。

第十條 検査員は必要に應じ本章に規定せるもの以外

①試験を附加施行することを得

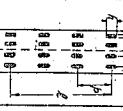
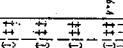
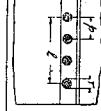
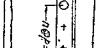
(其四) 連續及不連續鉄接

連続及不連續鉄接	
種類	記號
片側連續全周内鉄接	
両側不連續全周内鉄接	
片側連續全周内鉄接	
両側不連續全周内鉄接	
片側連續全周内鉄接	
両側不連續全周内鉄接	

第一條 製圖に於て用ふる鉄接記號は第六圖の示す所による。

第六章 製圖

(其五) 孔 筋 接

種類	孔筋接		
	平面又ハ側面	配筋	断面
長孔筋接			
円孔筋接			

備考

1. 縦シテ接ニハ厚さ(△)記入。且ツ同一壁厚、達通スル区間、寸法ヲ記入スベシ。
2. 現場記録ハ凡テ・○又ハ粗略記録、添メテ記入スベシ。
3. 構造記録器 CT-2 や心臓カルテ、裏面左側に裏表付示ス。

この図規定は大陸獨乙流の記號法であつて筋接を示すのにコムバスと規定によるために図は手際よく見えるこれに對し米國流の記號は主にフリーハンドによるもので仕事が早い點でまさつてをる。併し拙れの記號法にせよ、込み入った部分の表現には相當不便を感じることが多い。海軍關係で用ひられてゐる記號もやはり獨乙系で、本邦では獨乙系を採用することになるかも考へられる。下に示すものは米國の記號規定である。

NORE: Give size and continuity of weld here. See examples.

米國流鏟接襲圖記號

FILLET WELDS

技術